

別紙9 地域交流機能に関する考え方

1. 設置目的・役割

本施設における地域交流機能は、以下の目的、役割を持つこととする。

(1) 上位・関連計画等を踏まえた機能

- ・ 「神田警察通り沿道賑わいガイドライン」(平成 25 年 3 月) 及び「神田錦町北部周辺地区地区計画」(平成 26 年 12 月) 等において求められる、新たな賑わいや交流の創出に資する機能を導入する。
- ・ 本施設を地域共生社会の実現に資する「開かれた福祉施設」とするため、また、地域住民の本施設への理解を深め、良好な関係構築を図ることを目指し、地域住民や来街者が日常的に利用しやすい機能を導入する。

(2) 障害者、高齢者福祉の増進に寄与する機能

- ・ 共生社会を目指す千代田区として、当該施設の利用者を含む障害者や高齢者が、多世代交流等を通じて、地域や社会とのつながりを感じることができる機能を導入する。具体的には以下の内容を想定する。
 - 障害者、高齢者の自立、社会参加の支援等につながる事業、イベント等
 - 障害者、高齢者への理解を促進する事業、イベント等

※なお、あくまで地域交流機能であり、「障害福祉サービス」「介護保険サービス」の提供は想定しない。

(3) 災害時における福祉避難所機能

- ・ 災害時には地域交流機能のスペースを活用し、要配慮者が避難できる福祉避難所を開設できるようにする。

2. 設置条件

(1) 導入機能

- ・ 当該機能は、本施設の 1 階及び 2 階に設けるものとし、上記 1. 設置目的・役割の実現に資する機能を提案すること。
 - 当該機能の設置目的・役割を踏まえて望ましい機能、その他付加すべき機能を提案すること。
 - 飲食、物販機能の提案可。
 - 簡易な図書閲覧スペースの提案可(ただし、図書館法上の図書館とはしない)。
 - プログラムの企画、運営など、1. 設置目的・役割の実現に資すると考えられるソフト面での創意工夫を積極的に行うこと。
- ・ 地域住民、施設利用者(入居者を含む)等が使えるスペースとすること。
- ・ 提案にあたっては、地域住民にも使いやすく親しみやすい空間になることを目指し、地域住民の意向(下記、住民アンケート結果)も参考にすること。

※(仮称)神田錦町三丁目施設整備事業に関するアンケート調査

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kenko/shisaku/kandanishikimachi/questionnaire.html>

(2) 施設の位置づけと運営手法に関する条件

- ・ 運営手法は、公共事業、または民間収益事業によって以下を想定する。業務委託、または指定管理とする提案にあたっては、いずれの手法を想定するかを明記すること。
- ・ 提案する機能については、それぞれ必要とする面積を記載すること。運営手法は、提案内容に応じて「指定管理」「業務委託」「貸付」等から区で決定する。

公共事業	指定管理	区が実施すべき事業で、民間ノウハウを最大限に活かした運営を行うことが効果的と区が判断した場合に採用する。適切な時期までに公の施設として指定するとともに、指定管理者の指定を行う。 なお、指定管理期間は本事業の維持管理・運営期間（10年）と同一とする。 業務実施にあたっては、千代田区指定管理者制度ガイドラインに基づくものとする。また、指定管理の自主事業の提案を受けた場合は、当該事業が指定管理業務に支障がないかを区において確認したうえで決定するものとする。
	業務委託	区が実施すべき事業で、指定管理に馴染まないと区が判断した場合に採用する。
民間収益事業	貸付 (床が普通財産の場合)	民間収益事業として実施する場合に採用する。貸付料は提案による。ただし、千代田区公有財産管理規則に準じて設定したものを下限とする。
	使用許可 (床が行政財産の場合)	公の施設として本来の用途または目的を妨げない範囲で許可する。使用料は提案による。ただし、千代田区公有財産管理規則及び千代田区行政財産使用料条例に準じて設定したものを下限とする。

- ・ 貸付料及び使用料について

行政財産使用料及び貸付料は、「千代田区行政財産使用料条例」を基に、用途、不動産鑑定の結果、周辺のテナントの賃料等、様々な要因をふまえ、当該財産の使用開始前までに区が決定する。

参考（区算出）：1㎡あたり月額 7,003 円 ※実際の使用料及び貸付料とは異なる。

(3) 地域交流機能の開業時間等

- ・ 提案による。提案内容に応じて、平日及び土曜・日曜・祝日の別に提案すること。
- ・ 原則 9 時～22 時の間とするが、これ以外の開業時間を制限するものではない。早朝・深夜に開業を提案する場合は、周辺住民に配慮すること。
- ・ 飲食・物販等の店舗を設置する場合、酒類の提供等についても提案可とするが、実際の運用については区と協議の上で定めることとする。
- ・ 利用料金の徴収可。提案にあたっては具体的な利用料金の想定を記載すること。当該提案を踏まえ、区と協議のうえ、利用料金を決定する。

(4) 福祉避難所としての条件

- ・ 災害時には、福祉避難所として利用できる空間を確保するものとする。具体的には、20組40人以上の受入れと運営本部に転用可能な計画とすること。なお、2人1組を前提として1組あたり9.6㎡以上、避難所運営本部スペース30㎡程度とする。
- ・ 福祉避難所及び本部の設置、運営は区が行うが、整備等事業者はこれに必要な連携、協力を行うこと。

(5) 地域貢献

- ・ 町会加入や地域イベントへの参加等、地域コミュニティの一員として積極的に地域貢献すること。

以上